

第1号議案 西新井駅西口周辺地区関連

1－2 東京都市計画 高度地区の変更（足立区決定）

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

都市計画高度地区の内容を、別添計画図書のとおり変更する。

（提案理由）

東京都市計画高度地区を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案する。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画高度地区
(西新井駅西口周辺地区地区計画関連)

2 理由

本地区は、東武伊勢崎線・大師線西新井駅の西口に位置し、防災都市づくり推進計画（令和2年3月）では、重点整備地域に位置づけられており、足立区都市計画マスタープラン（平成29年10月）では、人々でにぎわうまちづくりを進める「主要な地域拠点」とされている。

また、本地区を含む約4.3ヘクタールの区域では西新井駅西口地区地区計画が定められており、大規模開発の適正な誘導、道路・公園等都市基盤整備の推進を図るとともに、これらに併せた地区全体の防災性の向上と良好な市街地環境等の形成を目指すこととされている。

こうした中、西新井駅西口交通広場（区画街路9号線）は、バスやタクシーの乗降場所の集約や歩行空間の確保のため、平成27年1月に都市計画変更し、令和4年4月に事業認可を取得、令和12年完成を目指して整備を進めている。

一方、将来駅前交通広場に面することになる本地区は、無接道敷地の解消や低未利用地の活用、「主要な地域拠点」にふわさしい駅前の顔としてにぎわいのある街並み形成が課題となっている。

このため、駅前交通広場整備を契機に、駅周辺のにぎわい創出に資する土地利用誘導や、交通広場の防災性向上に向けた建築物の不燃化、また、共同化等による土地の再編成や有効利用の促進を図るため、西新井駅西口地区地区計画を変更することとなった。

このような背景を踏まえ、土地利用上の観点から検討した結果、面積約0.5ヘクタールの区域について高度地区を変更するものである。

東京都市計画高度地区の変更（足立区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
第一種 高度地区	約 ha 149.4 (149.4)	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	
第二種 高度地区	約 ha 2,011.0 (2,011.0)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向から水平距離8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
第三種 高度地区	約 ha 2,229.6 (2,230.1)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該真北方向から水平距離8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
小計	約 ha 4,390.0 (4,390.5)		
最高限度		<p>1 制限の緩和</p> <p>(1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>イ 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>(2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の構えをなす建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。</p> <p>イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれら建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。</p>	

～最高限度～	既存不適格建築物等に対する適用の除外	この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。	
	3 許可による特例	(1) 都市計画として決定した一団の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの	
		(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの	
		(3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物	
～最低限度～	種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度
	既決定地区	約 ha 397.8 (397.8)	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は7メートルとする。ただし次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。
	補助100号線地区 旧日光街道地区 桜土手通り地区 補助138号線地区 補助256号線地区 補助109号線地区 放射11号線地区 放射12号線地区 環状7号線地区 小台通り地区 補助113号線地区 補助136号線地区 補助261号線地区		(1) 都市計画施設の区域内の建築物 (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの (4) 附属建築物で平屋建のもの（建築物に附属する門又はへいを含む） (5) 地下若しくは高架の工作物内又は道路上に設ける建築物その他これらに類するもの (6) その他の建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。）が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの
	小計	約 ha 397.8 (397.8)	
	合計	ha 4,787.8 (4,788.3)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

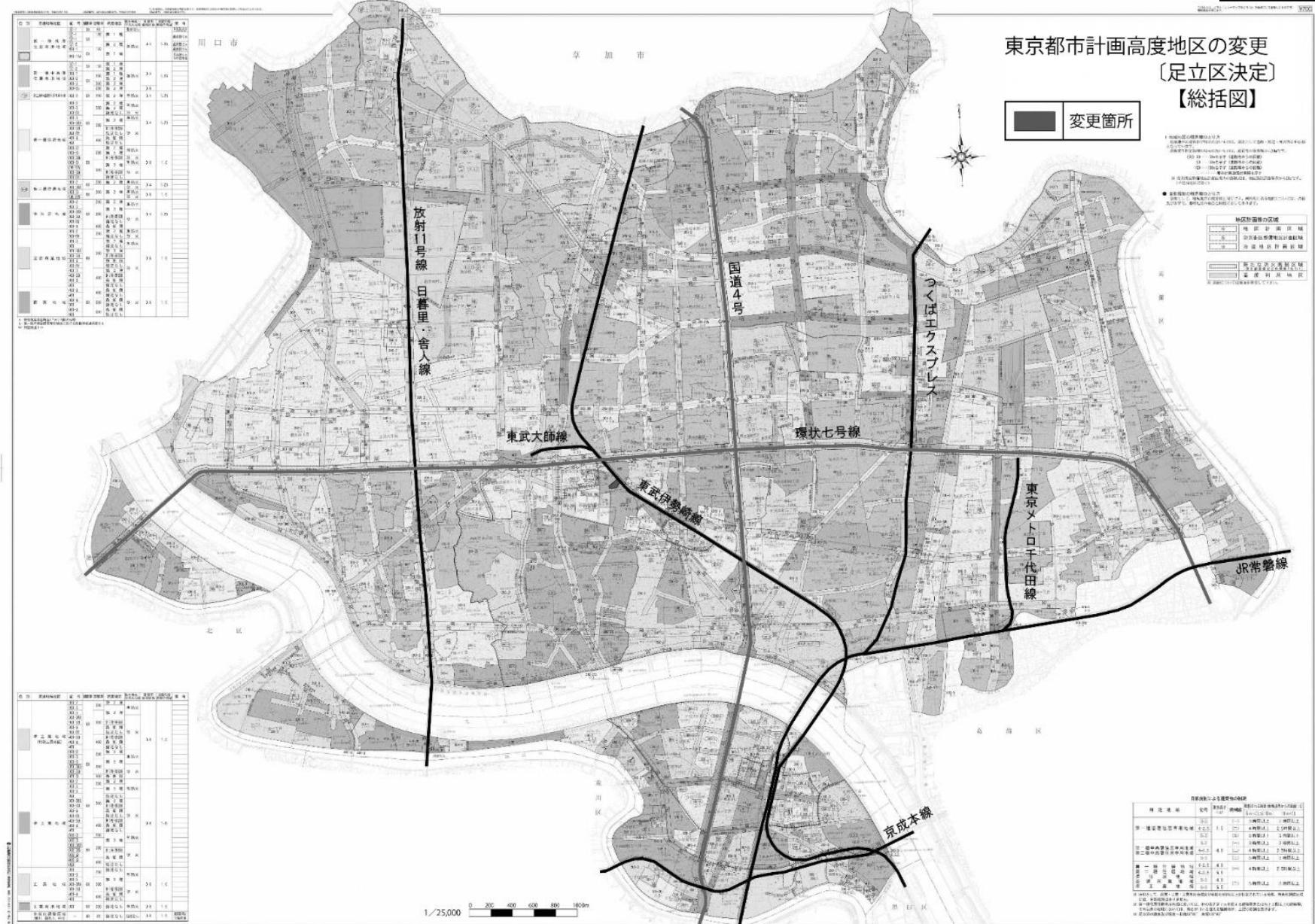
理由：用途地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
足立区西新井栄町一 丁目及び西新井栄町 二丁目各地内	第三種高度地区	—	約 ha 0.5	

縮小版

東京都市計画高度地区の変更 〔足立区決定〕 【総括図】



東京都市計画高度地区

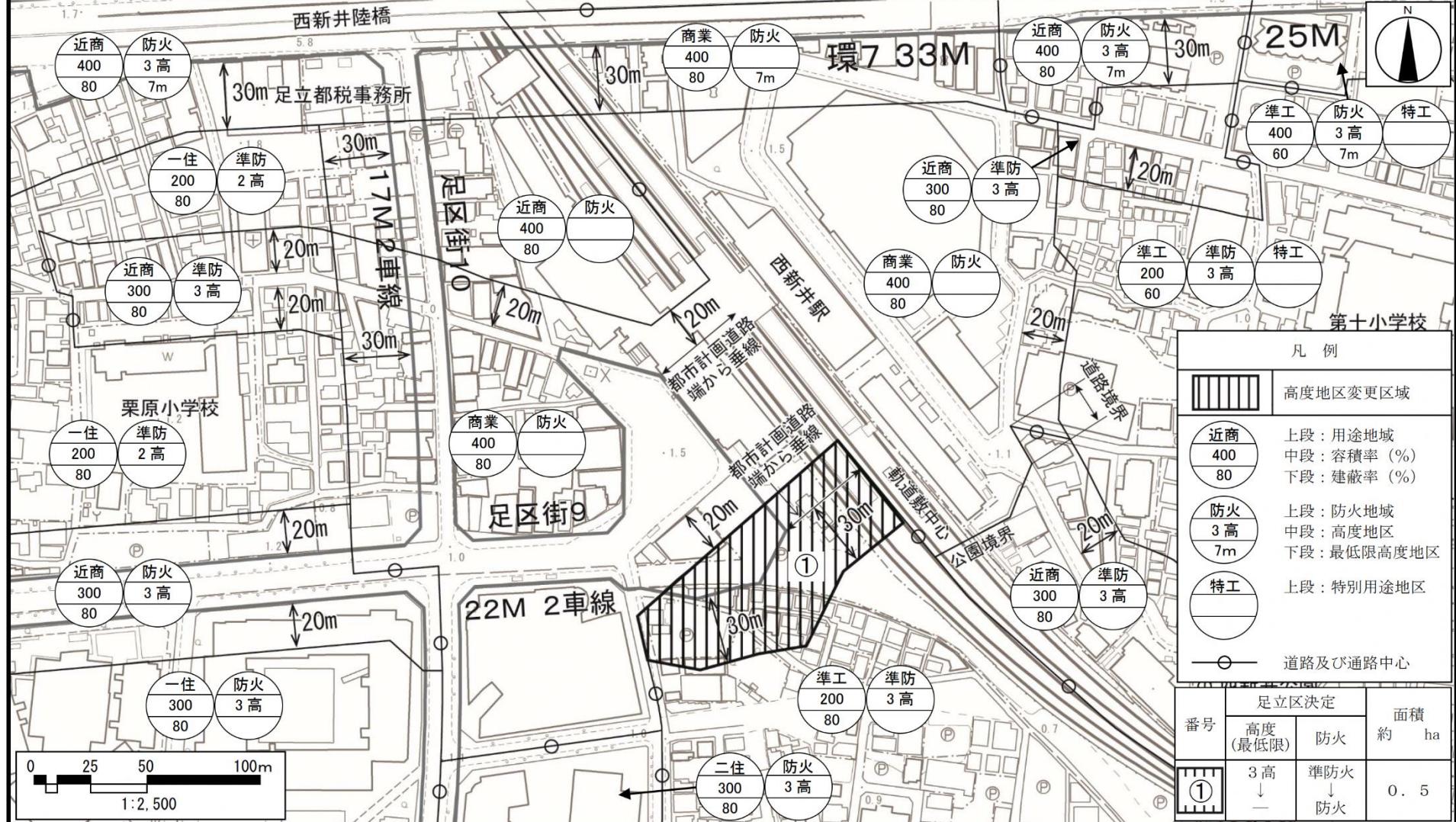
[参考] 東京都市計画防火地域及び準防火地域

計画図

〔足立区決定〕

[足立区決定]

縮小版



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) MMT 利許第 04-121 号、令和 4 年 7 月 22 日 (承認番号) 4 都市基街都第 37 号、令和 4 年 5 月 9 日